

京都市と自治会組織の関わり

平成20年10月現在

部局	部・課	関連団体名	本市業務の依頼等			補助制度等			役員の選出方法			
			有無	主な内容	頻度	依頼の流れ	有無	名称		概要	実施方法	
環境局	循環企画課	自治会、町内会等	有	ビラ、アンケート等配布	不定期	市⇒町内会⇒各世帯	有	環境パートナーシップ事業補助金	ごみ減量・まちの美化等の取組を推進するため、自治組織等が、区役所と協働して実施する取組に対し交付	市役所⇒区役所⇒自治会等		
	まち美化推進課	保健協議会	有	供物容器の設置依頼「年末年始のごみ・し尿収集のお知らせ」ビラの配布	年2回程度	各まち美化事務所⇒学区会長	無					
		各種団体（自治会・地域女性会等）	無				有	使用済みてんぷら油回収事業助成金 コミュニティ回収制度実施団体助成金	地域住民等が自主的に設置している家庭系使用済みてんぷら油の回収拠点の維持管理経費の一部に対して助成金を交付 地域住民が自主的に実施する資源化物の集団回収を支援するため、実施団体が負担する経費の一部を助成	市役所⇒各種団体 市役所⇒各種団体		
	施設管理課	ごみ処理施設等に関する地域団体等（17団体）	無				無					
保健福祉局	地域福祉課	社会福祉協議会（市、区、学区）	無	※但し、市・区社協事務局に対して、福祉分野別（高齢・障害・子育て・地域福祉）のネットワーク、分野別計画への参画を依頼している			有	市社会福祉協議会運営補助金	市社協の運営（市・区社協人件費を含む）にかかる費用の一部について交付	市役所⇒市社協	学区社協内の各種委員（ボランティア委員など）による互選（学区により異なる）	
							有	地域福祉権利擁護事業補助金	市社協が実施する当該事業の費用の一部について交付	市役所⇒市社協		
							有	区ボランティアセンター補助金	市社協が実施する当該事業の費用の一部について交付	市役所⇒市社協		
	児童家庭課	児童館運営委員会等	有	指定管理者として児童館の運営を委託している場合あり				有	市民生児童委員連盟 区民生児童委員会 学区民生児童委員協議会	市民生児童委員連盟の研修費用（全国の大会への派遣含む）や、区民生児童委員会の運営及び研修費用の一部として交付	市役所⇒市連盟	民生委員：学区の推薦分会において選考⇒区⇒市⇒国の順で推薦 学区役員：民生委員による互選
								有	民生委員協議会 交付金	学区民生児童委員協議会が実施する取組の費用の一部として交付	市役所⇒各学区 会長⇒各学区 会長	
								有	活動費用弁償金	民生委員が行っている相談・援助活動の実費弁償分として支給	市役所⇒学区 会長⇒各委員	
								無				
長寿福祉課	老人クラブ	有	広報物の配布	年3回程度	市⇒市連合会⇒区連合会⇒学区連合会⇒各単位クラブ	有	市老人クラブ連合会運営補助金	老人クラブに対する指導事業及び高齢者の社会活動促進のための諸事業を行う市老人クラブ連合会に対し交付	市役所⇒市連合会			
						有	健康づくり事業補助金	市連合会が行う高齢者の生きがいと健康づくりの推進を目的とした事業に対し補助金を交付する。	市役所⇒市連合会			
						有	高齢者相互支援推進・啓発事業補助金	市連合会が行う独居高齢者の日常生活支援を通じ高齢者の相互支援について普及啓発を図る事業に対し交付	市役所⇒市連合会			
						有	活動推進員設置補助金	市連合会における事業の企画や実施を推進する活動推進員の設置について交付	市役所⇒市連合会			
						有	区老人クラブ連合会活動促進事業補助金	老人クラブに対する指導事業及び高齢者の社会活動促進のための諸事業を行う区老人クラブ連合会に対し交付	市役所⇒市連合会			
						有	市老人クラブ補助金	老人クラブが行う社会奉仕活動事業、老人教養講座開催事業及び健康増進事業に対して交付	市役所⇒区連合会⇒各クラブ			
保健医療課	保健協議会連合会	有	広報物の配布 特定検診の集団検診会場における受付	不定期	保健所⇒学区会長⇒各委員⇒各世帯	無	（行政協力及び広報物配布に対する謝礼あり）					

部局	部・課	関連団体名	本市業務の依頼等				補助制度等				役員の選出方法
			有無	主な内容	頻度	依頼の流れ	有無	名称	概要	実施方法	
都市計画局	都市づくり推進課	まちづくり委員会(明倫, 有隣, 修徳)	無	(地域協働型地区計画の策定に向けた取組への支援を行っている)			無				
	(財)景観・まちづくりセンター	まちづくり協議会等	無				有	まちづくり活動助成	まちづくり協議会に対して、まちづくりを進めるために必要な資金を助成(過去に助成した団体数:4, 20年度助成団体数:2)	まちセン⇒まちづくり協議会	
	住宅政策課	各市営住宅自治会	有	団地内駐車場の運営, 日常管理委託	年1回	区役所⇒各学区自治連合会長⇒各町内会長⇒各班長⇒各世帯	無				
		マンション管理組合	無				有	すまいスクール出張版(分譲マンション編) 分譲マンション建て替え・大規模修繕アドバイザー派遣制度	分譲マンションの管理に関する講習を希望する管理組合に対し、無料で専門家を派遣 大規模修繕や建て替え等の課題等について、専門家(アドバイザー)が管理組合にアドバイスをを行う。	専門家を派遣 専門家を派遣	輪番制が多い。立候補, 推薦もあり
消防局	庶務課	消防団	無	(消防団は消防機関の一つであるため、本市から業務を依頼する立場の団体とは異なる)			有	京都市消防団施設新築等補助金	消防分団, 自治会, 町内会等が行なう消防団の用に供する器具庫等の新築, 増築, 改築等要する経費の一部を補助	申請⇒工事⇒実績報告⇒審査⇒交付	団長:消防団から推薦⇒市長が任命 団員:市長の承認を受けて団長が任命
	市民安全課	自主防災組織	有	春及び秋の火災予防運動, 文化財防火運動, 学区総合防災訓練, 防災週間中の各種行事等	月1回	消防署⇒学区自主防災会長⇒自主防災部長⇒各世帯	有	自主防災組織活動助成金 自主防災組織標旗の交付	自主防災組織がおおむね学区規模以上で行う防災訓練及び防災知識の普及啓発活動を対象に交付 自主防災組織の効果的な防災活動の実施を図ることを目的に標旗を交付	消防局⇒自主防災組織 消防局⇒消防署長⇒自主防災組織	地域から選出
教育委員会	生涯学習部	地域女性連合会	有	①女性教育事業「市民スクール21」等の業務委託 ②啓発冊子・事業案内等の配布及び事業への参画	不定期	①学区から計画書を提出⇒委託契約 ②市⇒市常任委員会⇒学区会長⇒各会員	無				
		市立学校幼稚園PTA	有	①学校だより, PTAだよりの地域での回覧 ②広報物の配布	不定期	①学校から各学区自治連合会へ依頼 ②市⇒各学校⇒各保護者	無				
文化市民局	スポーツ振興課	体育振興会連合会	有	各種大会への参加申込書提出依頼ポスター掲示	年3回程度	市役所又は区役所⇒学区体育振興会会長	有	事業運営に対する補助金	市民スポーツの普及・振興を図ることを目的に補助金を交付	市役所⇒区役所⇒各区連合会	
		体育指導委員会	有	スポーツ講習会等の運営業務委託	年3回程度	市から運営委託契約	無				
	地域づくり推進課	市政協力委員	有	①市政広報物(市民しんぶん等)の配布(広報業務) ②市民要望の取次ぎ(広聴業務)	①月2回 ②不定期	市長が委嘱	有	市政協力委員委託料	市民しんぶん配布担当世帯数を基に算定した, 広報・広聴業務の委託料を支払い(実費弁償相当)	区役所⇒学区市協会長⇒各市協	輪番制が多い。
		各区交通対策協議会(各区交通安全推進連合会)	有	交通安全啓発活動等の実施	年4回程度	市⇒区(交通対策協議会)⇒学区交通安全推進会	有	京都市地域交通安全運動事業補助金	各区における交通安全の推進の取組に對し交付	市⇒区交通対策協議会⇒交安推	
		京都府共同募金会	有	募金活動(京都府共同募金会については, 市・区の区域等に支会を, 町・村の区域に分会を置いている。京都市については, 各行政区に支会事務局を置いており, まちづくり推進課が事務を担っている。)	年1回程度	区役所(支会)⇒分会長⇒町内会組織	無		(前年度募金額に応じて, 各学区等(分会)へ事務費を分配)		
		日本赤十字奉仕団	有	募金活動(日本赤十字京都府支部については, 京都市地区本部の他, 京都市内の各行政区毎に地区を置いており, まちづくり推進課が事務を担っている。)	年1回程度	区役所(地区)⇒分団長⇒町内会組織	無		(前年度募金額に応じて, 各学区等(分団)へ事務費を分配)		